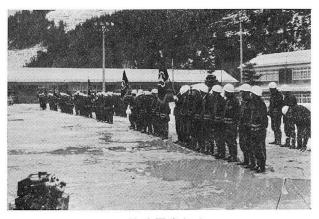
治



消防団出初式

一 面河村行政の変遷ニロ九一章 村 政ニロ九
行政医画
行政機関の現状
議会定例会の回数ニ六八村 議 会ニニ六八 談員定数ニ六八
産州会の専期 議会定例会の回数
党任委員会
議会構成
治安と消防二七一議会構成二七〇
:
消 防 団
保健衛生二七七

第一章 村 政

一面河村行政の変遷

藩政時代、我が面河村は松山藩に属していた。明治時代となり大政奉還・廃藩置県によって明治四年松山県に所属

した。その後明治六年愛媛県となる。

年村内の名勝面河渓の名にちなんで面河村と改称して今日に至っている。 明治二十二年町村制実施により杣野村・大味川村となり、その後合併し、 一字ずつを取って杣川村と改称、 昭和九

(明治二十二年) (明治二十三年) (昭和九年)

大味川村—| → 杣川村——→面河村→今日に至る杣 野 村—|

二 行政区画

面	可村	村名
大味	杣	大
川	野	字
本組・中組・川	前組・相ノ峰・	大
ノ子・相ノ木・若山	笠方・渋草・大成	組
		名

議案第四七号

村名改称ノ件

杣川村ヲ面河村ト改称スルモノトス

理 由

テ、 史跡名勝ニ何等起因スル所ナシ

杣川村名ノ由来ハ、単ニ明治二十二年町村制実施ノ際、

杣野村ト大味川村ノ合併ニ依り両村ノ一字宛ヲ取リ命名セシモ

ノニ

起源ヲナセリ。

此レ全ク交通ノ便ヲ得

タル モ

シニ

3

然ルニ本村ノ地勢・産業・教育・交通・経済等総テノ発展ハ面河川ノ流域ニ

シテ、 尚将来ノ発展モ面河ニ待ツモノ大ナリ

本年二月文部省ハ天下ノ名勝地トシテ面河渓ヲ指定サレタリ、

適応スル面河村ト改称セントスル以所ナリ 如斯面河ハ今ヤ杣川村ノ面河ニアラズシテ天下ノ面河トナリタルモ村名ト一致セザルタメ不便少ナカラズ、 ノ渓谷美トシテ右ニ出ズルモノナク、

探勝者ハ年々ソノ数ヲ増シツツアリ

サナキダニ面河渓ノ名ハ天下ニ紹介宣伝サレ今ヤ西日本唯一

故ニ地名ト

実状

昭 和八年八月七日提出 =

杣川村会議長

昭和八年八月七日原案可決

重見丈太郎

杣川村長 重見丈太郎阿

250

杣川村長

\equiv 行政機関の現状

(-)執行機関

に大正十三年当時の役場内の分掌を見ると六名の職員の分担は次のとおりである。 社会の変化と多様化、加えるに政治の地域主義重視の立場から、 近年殊に役場内の事務量が増加している。

ちなみ

大正十三年役場事務分掌 村長

収入役会計一名 一名

二名 一名(庶務・兵事・土木・社寺) 名 (戸籍・学事・社会・衛生)

一名 (税務・土地)

技手

一名

(勧業)

雇

大正十年の記録によると

計四三五五件

「役場事務数量は年と共に増加し昨年中の取扱事務件数左の如し」

収受 二、三八七件 一、九六八件

発送

事務分掌に関する条例 、条例第十八号 (昭和五十二年三月二十六日)

組織・処務

第一条 〇面河村課制条例 総務企画課 地方自治法第一五八条の規定にもとづき、村長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。

(2) (1) 村行政の企画及び調整に関すること。 議会及び村の行政一般に関すること。

- 村税その他財政に関すること。 職員の人事等に関すること。

(5) (4) (3)

住民福祉課

統計・消防・交通安全その他他課の所管に属しないこと。

(1) (3) (2) 社会福祉に関すること。 社会保障に関すること。

戸籍住民基本台帳及窓口事務に関すること。 保健衛生に関すること。

Ξ

産業観光課

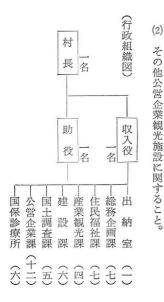
(4)

(2) (1) 農地関係の調整及び開拓に関すること。 農業・林業及び水産業に関すること。

(3) 商業及び工業に関すること。

(4)

観光に関すること。



(5) その他産業に関すること。
(1) 道路・河川及び砂防に関すること。
(2) 公営住宅に関すること。
(3) 農道及び土地改良事業に関すること。
(4) 村道に関すること。

- 五 国土調査課
- その他地籍調査に関すること。地籍調査及び土地分類調査に関すること。
- 村が経営する公営企業観光施設の管理運営に関すること。

六 公営企業課

(1)

農 監

業

委員

会 員

査

教 選挙管理委員会 育 委 員 会 議 事 会事務局 務 局 \equiv (四)

· //

兼

地 方

税

地方税制の変遷

(1)

明治維新当時の租税は徳川時代の制度を継承しており地租・小物成・課役の三種であった。

0 明治十一年 地方税規則発布

課 役…労務の提供

小物成…後年の営業税・雑種税

地

租…国米又は小組と称する付加税

〇杣川村特別税戸数割条例 (昭和二年度)

地価割・戸数割又は小間割・歩合金・間口割等の課税がなされた

第一条 本村は大正十五年法律第二十四号の規定により戸数割を賦課す。

第三条 第二条 戸数割は上半期四月一日下半期十月一日現在をもってこれを賦課す。 戸数割は一戸を構えざるも独立の生計を営む者にこれを賦課す。

項の賦課期日後納税義務の発生したる者には随時これを賦課す。

戸数割納税義務者の資力及これが賦課額は毎年度村会に於て之を議決す。

第四条

前

第五条 項の賦課額及第三条第二項の賦課額は村長之を定む。 戸数割賦課期日後納税義務者たることを発見したるときは之に対する賦課額は地方税施行令第二十五条の例に依る前

第六条 会に於て議決す。 戸数割総額中納税義務者の資産の状況により資力を算定して賦課すべき額は戸数割総額の十分の四以内とし毎年度村

地方税に関する法律施行規則第二十四条の規定により所得額より控除すべき金額左の如し。

所得千円以下なるとき

所得二千円以下なるとき

年令十四才未満もしくは六十才以上の者又は不具廃疾者 一人につき金弐拾円

 \equiv 所得三千円以下なるとき

可

上

一人につき拾円

口

上

第八条

一人につき金五円

戸数割納税義務者は毎年四月二十日まで(四月二日以後に於て納税義務の発生したる者は一ケ月以内)に資力算定の

標準たる所得額を村長に申告すべし。 地方税に関する法律施行規則第二十四条の規定により所得の控除申請を為さんとする者は前項の申告と同時に之を為すべ

前二項による申告及申請の様式は村長の定むる所による。

第九条 前項の外貧困にして戸数割の賦課に堪えずと認むる者は村会の議決を経て戸数割を課せざる事を得 公費の救助を受けたる者は該期の戸数割を賦課せず。但し一時の災害により救助を受けたる者はこの限りにあらず。

本条例に規定するものの外、 賦課徴収に関しては村会の議決を経て村長これを定む。

則

第十一条 本条例は昭和二年度分より之を施行す。

〇村税賦課徵収規程

第一条 営業収益税附加税 村税として賦課徴収すべき税目左の如し。

県税家屋税附加税 鉱業税附加税

五 六 特別稅及別割 県税雑種税附加税 四

県税営業税附加税

七

特別税戸数割

第二条 但し特別税に関しては別に定むる所による。 村税の賦課率は毎年度村会の議決をもって之を定む。

第三条 村税の賦課期日左の如し。

特別稅及別割 下半期 上半期 至自 至自 九月三十日)四月 三十 月月 三十

四月一日

特別税戸数割

<u>.</u>

十月一日

下半期 上半期 至自 至自 九月三十日) 三十月月三十一 · 日日 四月一日

十月一日

三

前号以外の国税並に県税附加税

本税賦課期日

第五条 第四条 村税の徴収期日左の如し。 附加税たる村税にして本税に追加ありたる場合は別に村会の議決による外これを賦課せず。

特別税及別割

下半期 上半期 十月十五日より同月三十一日 四月十五日より同月三十日

特別税戸数割

下半期 上半期 第一期 第一期 第二期 至自 至自 至自 九月三十日 六月二十日 - 月三十日

第二期 至自 二月二十八日

附加税にありては各本税の期日による。

 \equiv 四

随時徴収すべきもの、 期日は村長において適宜に之を定む。

附加税たる村税の前納に係るものは納税義務消滅し又は他人に移転することあるも、 其本税を還附せられたる場合の

則

之を還附せず。

第七条 本規程は昭和二年度分より施行す。

○昭和二十一年市町村に課税権与えられる。 第八条 大正五年五月十五日設定杣川村税賦課徴収規程は昭和元年度分限り之を廃止す。

② 現在の村税の状況

目的税—水利地益税·共同施設税·国民健康保険税 普通税―村民税・固定資産税・自動車税・たばこ消費税・電気ガス税・木材引取税・入場税・市町村法定外普通税

0 地方税の変遷は地方自治の変遷であり、 地方財政とともに幾多の変遷をたどっている。 ちなみに村一般会計予算に

村税の歳入予算に対する割合

対する村税の割合を見ると当時の村自治の様子がわかる。

1 .	LI	1	
拉数人	中	拉炭人	年
村税。	展	大子算	쩾
	超		毘
30.6%	性	91.6%	浴
%	12	6%	25
			•
24. 3	17	89. 2	30
	4		*
40.3	22	34.6	35
			*
16. 6	29	69.0	40
			*
25. 8		87.0	Ħ
00	34	0	ш
	4		1
12.4	39	80.6	6
	*		-
10.9	44	37.0	ш
	4		超
51		21. 8	佐
ບາ	49	00	2
	4		1
5. 9		54. 3	
9	54	ω	7

(三) 国土調査

(1) これまでの土地調査

土地調査の歴史は古く豊臣秀吉の検地に始まる。これは地租の制度のため公簿面積を測量し、土地台帳を作らせた

と伝えられている。

当時は六尺三寸(約一九一センチ)四方をもって一坪とし、三六〇坪で一反と定めていた。その後江戸幕府のもとで

は六尺一分四方を一歩三○○歩をもって一反と改正、明治八年に至って六尺四方を一歩と改めた。しかし測量法は不

完全な器具と幼稚な技術であった。

(2)国土調査法

法律第一八〇号をもって「国土調査法」が成立した。 このような貧弱・不正確な地籍及び地図の実態に立って、 正確な調査作成の必要に迫られ、 昭和二十六年六月一日

(目的)

第一条 この法律は国土の開発及保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、 実態を科学的且総合的に調査することを目的とする。 国土の

(3)地籍調査の利用

- 今後の公共事業・その他に正確な調査結果が利用できる。
- 登記記載の修正訂正が可能となる。

2 1

土地の地籍・権利関係が明確になり、

正確な資料が得られる。

3

- 画
- (4) 面河村国土調 查計
- 2 1 昭和五十一年七月 昭和五十二年四月 国土調査課設置 国土調査室設置
- 3 計画期間 全体計画

一六年間

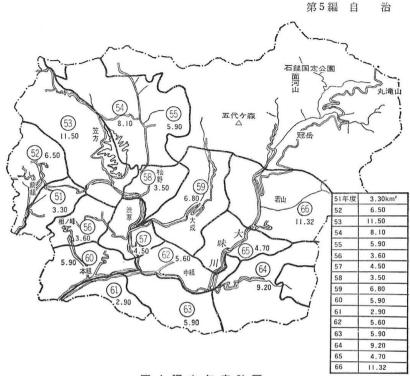
事業費

四億円

0 0

調査筆数

二万、九五二筆



国土調査年度計画

昭和五十三年度

笠方

4

山・大成の地名を設置する。

相ノ峰・本組・中 字を廃止する。

組·相

ノ木・川ノ子・若

計画年度

昭和五十一年度 前組 三・三平方粁

昭和五十二年度 前組 二五八万六〇〇〇円 六・五平方粁

二五六三万七〇〇〇円

一・五平方粁

三二四一万円

四年度以降は別添地図による計画ど

昭和六十六年完了予定

昭和五十] おり

あらたに前組・笠方・渋草・

大字杣野·大字大味川及小

。大字・字の改正

第二章 財 政

一予算の変遷

(明治二十五年から一○か年間の予算の推移) 一般会計 明治二十五年当時より顕著なものを列挙してみると次のとおりである。 財政の変遷は地方自治の変遷であり、歩いて来た道を如実に表している。

昭和7	大正11	// 35 // 45	明治25	年 度
58, 296. 78 FI 58, 383. 54	月 厘 69, 885. 750	5.341.879 円 順 5,355.624	円 厘 938.316	歲入予算
58, 296. 78 F1 44 54, 595. 78	円 厘 57, 340. 050	4, 893. 059 円 厘 5, 341. 973		歳出決算
0 H № 3, 787. 76	円 厘 12,545.700	448. 820 円 厘 13. 651		差引残
単位が銭となる。 0 (大正15年より県補助金が経常されている) 円 銭 戦争関係の予算費目と金額が目立つ。 3,787.76 (昭和15年より予算・決算アラビア数字となる)	村債をはじめて発行(道路・極梁に充当模様)。勧業費を増額し、 養蚕を奨励している。	勧業・土木費に特徴が見られる。 教育費は全予算の40.5%をしめている。	単位は厘、歳入予算のうち村税が91.6% 村長年俸84円、収入役月4円、書記1名は月5.5円、1名は月5円	李

費	目	歲入予算額 (円)	予算に対する割合	(蒙
村	税	33, 499, 000	5.9%	7
地方交	付税	349, 600, 000	62. 3	音
使用料	及び 手数料	1, 984, 000	0.4	
国庫支	出金	36, 293, 000	6. 5	
県 支	出 金	85, 020, 000	15. 2	
財 産	収入	2,000		
寄 付	- 金	0	0	
繰 越	金	1,000		
諸収	、入	1,511,000	0.3	
分担金. 金	及負担	7, 133, 000	1.3	
村	債	35, 500, 000	6.3	
自動車 交 付		4, 791, 000	0. 9	
自動車] 与	重量譲 税	5, 409, 000	1.0	
合	計	560, 743, 000	100.0	

費		目	歲入予算額	予算に対する割合
護	会	費	19, 455, 000	3.5%
総	務	費	98, 680, 000	17.6
民	生	費	43, 525, 000	7.8
衛	生	費	28, 987, 000	5.2
農材	水水	至 費	130, 943, 000	23. 4
商	工	費	8, 649, 000	1.5
土	木	費	46, 428, 000	8.3
消	防	費	12, 872, 000	2.3
教	育	費	56, 785, 000	10.1
公	債	費	84, 724, 000	15, 1
災洼	音復	日費	24, 695, 000	4.4
予	備	費	5, 000, 000	0.9
合		計	560, 743, 000	100.0%

二 昭和五十四年度一般会計予算

(歳出の部)

<i>v</i> 54		<i>n</i> 49		// 39		昭和29		
560, 743, 000	I				迅_	н 23, 574, 591		
(執行中)		円 363, 701, 154			H	円 20, 298, 801		
1		28, 678, 688	H	11, 004, 186	H	3, 275, 790	B	
国・県支出金 21.6%	地方交付税 62.3% \	国・県支出金 16%	地方交付税 54%	国•県支出金 8.8%	地方交付税 31.2%	村債約全予算の8%	単位が円となる。平衡交付金全予算の23.6%	
-=-	#) 11) =			断交付	
% ***	84%	10%		40.0%	40 0%		计金全予 公	
数育費	農林水産						草の23.6%	
10.1%	23.4%							

(歳入決算より)

1 診療収入

4, 966, 800

6, 924, 000

8, 866, 000

10, 579, 000

22, 782, 000

31, 056, 000

35, 482, 000

33, 179, 000

囧 32 年

囧 35 年

囧 40

年

囧 45 年

西 50 年

园 51 仲

囧 52 併

囧 53

升

(1)

国民健康保険直営診療所(施設勘定の部)

三 特別会計

本村の特別会計の主要なものは次のとおりであるが、それぞれ独立した特別会計として事業を経営している。

公営企業観光施設として

国民宿舎「面河」 国民宿舎「面河」

国民宿舎「石鎚」 別館

> 関門 関門

面河村観光センター 簡易宿泊所「岩黒山荘」

> 土小屋 土小屋

国民健康保険 (事業勘定)

面河少年自然の家

石鎚スカイライン有料道路収納事業 国民健康保険(施設勘定)

基本財産造成事業

(単位 巴

第5編 自 治

	用料 数料	256, 625	230, 000	120, 000	130, 000	388, 000	481, 000	536, 000	588, 000
3 国	· 県支 金		200, 000	540, 000	655, 000	600, 000	500, 000	500, 000	500, 000
4 繰	入金	757, 039	3, 853, 519	1, 818, 000	6, 178, 000	10,000,000	9, 300, 000	10, 450, 000	9, 000, 000
5 繰	越金	125, 100	100	1,000	1,000	3, 678, 000	6, 234, 000	408, 000	1,000
6 諸	収入	50, 900	180, 790	152, 000	63, 000	826, 000	475, 000]	370, 000	311,000
合	計	6, 156, 464	11, 388, 409	11, 497, 000	17, 606, 000	38, 274, 000	48, 046, 000	47, 746, 000	43, 579, 000

② 国民健康保険 (事業勘定の部)

(歳入決算より)

	昭 30 年	昭 35 年	昭 40 年	昭 45 年	昭 50 年	昭 51 年	昭 52 年	昭 53 年
1 保 除 移		1, 604, 692	3, 310, 250	5, 449, 370	12, 479, 810	11, 962, 710	13, 476, 910	16, 923, 000
2 一部負担 金	535, 712	46, 606	0	0	0	0	0	0
3 国庫支出	387, 000	2, 025, 860	7, 144, 284	20, 586, 359	53, 781, 319	58, 650, 173	66, 008, 363	73, 342, 000
金 4 繰 入 金	583, 910	0	0	0	0	0	0	8,000,000
5 繰越金	. 0	1, 513, 670	130, 926	4, 196, 876	7, 746, 659	11, 944, 655	13, 408, 329	2, 760, 000
6雑収入	. 260	214, 497	12, 317	17, 630	40, 820	39, 045	45, 260	45, 000
合 計	1, 843, 851	5, 405, 325	10, 597, 777	30, 250, 235	74, 048, 608	82, 596, 583	92, 938, 862	101,070,000

③ 石鎚スカイライン有料道路収納事業

(収支決算及殘高)

	昭 45 年	昭 46 年	昭 47 年	昭 48 年	昭 49 年	昭 50 年	昭 51 年	昭 52 年	昭 53 年
収入県より受託	1, 200, 000	3, 136, 060	2, 676, 000	2, 676, 000	3, 109, 000	3, 109, 000	4, 342, 000	4, 600, 000	4, 915, 000

収	納事	業	費	663`, 940	2, 575, 875	2, 673, 907	2, 613, 770	2, 980, 147	2, 971, 237	4, 125, 841	4, 400, 642	4, 735, 776
差	引		残	536, 060	560, 185	2,093	62, 230	128, 853	137, 763	216, 159	199, 358	179, 224

昭和四十五年開通、以後順調に伸びている。昭和五十四年度は五○○万円を予算としている。

倒 基本財産造成事業(主として村有林)

			,					
形	態	别	所	在	地	面 積 (ha)	契 約 期 間	分 収 内 容 等
直	営	林	大	成 団	地	137. 32		
	11		笠 :	方 //		127.54		
	11		黒	妙 //		37. 17		
	11		札ノロ	峠 〃		4. 37		
	11		川ノー	子 //		21.67		
	11		トビサ	ワ //		35. 54		
	11		下口	山 //		10. 28		
分	収	林	大成	タバコ	Щ	3.76	S 31. 12. 12 S 73. 3. 31	村0.3 大成集落0.7
公	社 造	林	トピ	サワ	山	36. 87		公社0.6,村0.4
官	行 造	林	杣!	野 団	地	82. 94	T 15. 3. 4 T 104. 3. 31	国0.5,村0.5
	11		大味	: 川 団	地	87. 82		
施	業外	地				3. 52		
合		計				588. 80ha		

(級)	<)									
	\		昭 43 年	昭 45 年	昭 47 年	昭 49 年	昭 50 年	昭 51 年	昭 52 年	昭 53 年
	産収		22, 450	7, 003, 043	35, 483, 539	163, 291	0	539, 874	0	0
一	般会	計金	0	0	0	9, 784, 600	9, 000, 000	4,000,000	340,000	1,000,000
繰	越	金	3, 900, 000	56, 048	17, 109	7, 516, 555	1, 613, 479	2, 498, 870	495, 942	687, 101
諸	収	入	260,000	325, 976	1, 295	0	3, 400	27, 479	0	100
村		債	0	0	0	0	0	0	6, 700, 000	6,000,000
県	補助	立金	1, 201, 652	0	1,037,520	0	0	0	0	0
	計		5, 384, 135	7, 385, 067	36, 539, 463	17, 463, 846	10, 616, 876	7, 066, 223	7, 535, 942	7, 687, 201
(級:	E)				,					
	\	_	昭 43 年	昭 45 年	昭 47 年	昭 49 年	昭 50 年	昭 51 年	昭 52 年	昭 53 年
増	成	費	4, 769, 826	3, 196, 987	5, 211, 152	15, 850, 367	8, 118, 009	6, 570, 281	6, 848, 841	7, 242, 383
公	債	費	0	0	0	0	0	0	0	155, 476
予	備	費	0	0	0	0	0	0	0	0
繰	出	金	0	0	0	0	0	0	0	0
	#		4, 769, 826	3, 196, 987	5, 211, 152	15, 850, 367	8, 118, 009	6, 570, 281	6, 848, 841	7, 397, 859
(淞)	5歲)	Ś								
	_	/	昭 43 年	昭 45 年	昭 47 年	昭 49 年	昭 50 年	昭 51 年	昭 52 年	昭 53 年
差	引	残	614, 309	4, 188, 080	31, 328, 311	1, 613, 479	2, 498, 870	495, 942	687, 101	289, 342

[⊙] 昭和四十八年度までは樹木の売却収入があったが、昭和四十九年以降は木材価格の事情が悪く売 却収入 がな

い。逆に一般会計より躁入れ・借入れをして事業を継続している状態にある。

- ② 昭和四十九年度に下山 一〇・二八へクタール購入 七八〇万円
- ③ 昭和四十八年度には一九四○万円を一般会計へ繰り出している。
- ④ 昭和四十六年度にも四二○万円を一般会計に繰り出している。
- ⑤ 公宮企業観光事業

。国民宿舎「面河」 。国民宿舎「面河」別館 。国民宿舎「石鑓」 。面河観光センター 。簡易宿泊所「岩黒山荘」

_	_	_		昭	40	年	昭	45	年	昭	50	年	昭	53	年
企	業	収	入	15	, 345,	987	31	1, 051,	000	123,	652,	012	164	, 884,	502
1	"	支	出	15	, 278,	230	28	3, 369,	000	123,	345,	677	156	, 485,	699
差	引		残		67,	757	2	2, 682,	000		306,	335	8	, 398,	, 803

図 面河少年自然の家

昭和四十六年十月に開設

元若山小学校 (現在廃校) 校舎を利用

(年度別利用者数)

年 度	昭 46 年	昭 47 年	昭 48 年	昭 49 年	昭 50 年	昭 51 年	昭 52 年	昭 53 年	昭 54 年	(昭54年) 度は予
利用者数	501	5, 712	7, 254	9, 200	7, 215	7,051	7, 908	6, 861	7,000	(定 /

会

議員定数

面河村議会の議員の定数を定める条例 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第九十一条第二項の規定に基づき面河村議会の議員の定数を減少して十二人 (改正 昭和四十五年十二月二十一日条例第十三号)

議会定例会の回数

とする。

面河村議会の定例会の回数を定める条例 面河村議会の定例会は毎年四回とする。 (昭和三十四年十二月二十四日条例第十四号)

定例会の時期

面河村議会の定例会の招集時期を定める規則 面河村議会の定例会は、 毎年三月・六月・九月・十二月に招集する。 (昭和四十三年十二月二日規則第十九号)

几 常任委員会

面河村議会委員会条例 (昭和四十年七月十九日条例第十二号)

第一条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。 議会に常任委員会を置く。

(1)

公営企業課の所管に関する事項

総務観光委員会 四人

出納室の主管に関する事項 産業観光課の観光に関する事項

ウ

工

T 住民福祉課の主管に関する事項 (2)

文教厚生委員会

四人

ウ 総務企画課の教育に関する事項 教育委員会の主管に関する事項

(3) 産業建設委員会 四人

1 国土調査課の主管に関する事項 産業観光課の主管に関する事項、 建設課の主管に関する事項

ただし産業観光課の観光に関する事項を除く。

ウ

総務企画課の主管に関する事項、 ただし総務企画課の教育に関する事項を除く。

五 議会構成(昭和五十四年度) 定員一二名

議長

福定

副議長 山本

文教厚生委員

〇木山 昭

安部 栄幸

総務観光委員

○菅 周蔵 伊藤 重光

山本 八幡 春美

西岡 福定 和夫

産業建設委員

〇中川登喜男

伊藤 祐直 進

第四章 駐 治安と消防 在 所

村内治安を預かる警察官駐在所は、

渋草駐在所と若山駐在所の二か所ある。

現在地には昭和四十五年三月二十七日に改築移転したものである。

面河村大字杣野渋草一一番耕地一〇六—二

(1)

渋草駐

在所

駐在所の設置は古く明治二十二年三月、

面河村大字杣野一一番耕地一〇八一二に置か

れてい

た。

歴代勤務員一覧

(昭和二年以後)

就任年月日 氏 名 昭 2. 4.13 芥川 敏市 4. 9.12 西坂 清一 7. 1.25 未沢 林蔵 7. 4. 1 山内 善一 8 . 7. 22 河井 憲吉 11. 1.21 正岡信太郎 14. 6. 1 作一 土屋 14.11. 9 村上 源一 18.10. 5 杉野 寬一 21. 9.24 武智 数男 喜市 23. 3. 6 藤岡 24. 3. 6 真鍋 正博 27. 1.19 平八 楠本 28. 2.24 谷本 虎夫 4. 2 29. 木村 六蔵 健二 30. 2.12 坂本 34. 11. 10 石川 健一 35. 5.14 牟田 博光 36. 1.12 鳥谷 重忠 36. 4.26 牟田 博光 38. 4. 1 上田 政幸 39. 2.10 米森 進 39. 4. 1 金田 安雄 40. 4. 1 宗末 松美 41. 8. 1 高須賀虎一 43. 4. 1 山本宇三郎 46. 3.23 田山 義明 49. 8.20 松井 現儀 50. 3.25 岡林 好孝 53. 4. 1 毛利 弘生

面河村大字大味川一 (2)若山 七番耕地 駐 在所

四八番地

あり、 面河村は広大な面積を持つ村であり、 現在地に設けられた。

石鎚や面

河渓を有し観光客も多いため、

渋草駐在所だけではふじゅうぶんで

歴代勤務員一覧 (昭和二十一年以降

就任年月日 名 氏 昭21. 6.22 今井 善生 二神多満一 21. 9.25 向井 21. 12. 肇 6 平岡 22. 4. 6 薫 22.11.20 安井 富雄 3.16 藤岡 23. 喜市 24. 3. 8 真鍋 正博 燕 24. 5.28 山本 24. 9.28 真鍋 正博 勲 26.10. 5 石本 井手 27. 8.29 彦松 28. 2. 1 金子 時久 28. 8.27 門田昭次郎 山内 29. 5.11 義雄 29. 坂本 健二 9.15 30. 3.28 泉 管市 33. 3.26 祖母井尊憲 36. 4. 米森 進 5 8. 柳田 義忠 41. 1 豊 中須賀 43. 4. 1 44. 4. 1 井上 高利 9. 幸弘 森田 46. 1 48. 4. 1 西岡 保 大野 利男 53. 4. 1

消 防 寸

(1)面河村 消 防 の沿 革

明治四十五年杣川 村消防組が設置されているが、 現在から見ればその組織人員も少なく施設設備も貧弱なものであ

った。

消防組設置案 明治四十五年六月三十日

名称 組織

杣川村消防組とし、組員五拾名をもって組織す。但し組頭一名、

唧筒 機械及器具

壱台

旗

壱流

熊手

弐個

水桶 五個

爲口

弐挺

竹梯子

高張提灯

弓張提灯 五張

弐個

壱張

小頭四名、消防手四拾五名とし之を第一部とす。

組員職務の為、死傷せし場合に於ける諸手当は左の区別に依り、村会の決議を経て相当の処置をとること。

(=)同 得ざるもの

五.

(-)

演習

 (\Box)

出動

(-)

終身不具となるも自由を弁じ得るもの

74 \equiv

左の場合に於ける組員出動手当は当分の内之を支給せず。

機械器具蔵置場を杣川村大字杣野渋草とす。

吊祭料

遺族扶助料

(五) 療治料は傷疾の軽重により相当支給すること。

以上の外、不備の被服器具等は可成速に調製すること。

(2)面河村消防団

(昭和四十二年十二月二十六日条例十八号)

面河村消防団の設置等に関する条例



消 防 寸

出 初 定

面

面河村消防団組織等に関する規則 (3)消防 団 組 織

第三条 消防団に団本部及分団をおく。 (抜粋)

(昭和四十二年十二月二十六日)

分団の担当区域は別表のとおりとする。

団長及び副団長の任期は四年とする。ただし再任することを妨げない。 副団長は団長を補佐し、 団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。 第四条

本部に団長・副団長及び本部員をおく。

3 2

4

第五条 分団に分団長・副分団長・班長及び団員をおく。 本部員の人員は一五名とし、 本部の消防施設及び備品を管理し、 他の分団の消防活動を応援する。

2 3 副分団長は分団長を補佐し、 分団長は上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。 分団長に事故があるときはその職務を代理する。

第一条 及び区域について定めるものとする。 この条例は、 消防組織法第十五条第一項の規定に基づき、 消防団の設置、

第二条 この村に消防団を設置する。

前項の消防団の名称及び区域は別表のとおりとする。

(別表)

河村消防団 名 称 村の区域全域 区 域

役	員	名		氏	4	各	面河			第章	育 第	第	第	第	分
面河木	寸消防	可是	E	中川		綱	村消			六ヨ分分	豆四子分分		二分	一分	団
11				西岡		夫	防団			団匠			団	団	名
本部		团 县		松岡 中川		人優	役員								人
第一		TMA 可是		中川 木下		皮忠	二覧			一 - 六 7	 	一大	一六	-	員
11		团县		高岡		広			-	/ /	1 / 1	- / \		76	
第二		団 長		松本		幸	昭、			前者	中中	笠方	本知	渋	担
11	副分	是团分	ž.	中川	清	見	五			組止		. 力	組	草・	当
第三		团 县	-225	高橋		0.000	四、			相オノノ				大成	
"		是团分		小椋:			八			ノ ノ 峰 オ	トノト子				区
第四	200000000000000000000000000000000000000	是 压		菅 山中		継博	現								域
第五		TUID 可是		中越		净	在		Į						
11		团员		菅		光									
第六	分	団 县	長	松本	勝	利		+	九	八	七	_	昭和		别
11	副名	是团人	E	山本	満	幸		十二月	月	月	月	月	五十	長	に本
									-TH7	- AH7	-147	==	29	副	部
				2.2				年末	郡内	消	郡内	面河	年度	長	五
(3)	(2)		(1)	最近	小	小	現在	警戒	消防		幹部	村消	年	を含	名
昭	昭		昭	の村	型動	型動	の装		操法	操法	講習	防団	間行	8	
和二	和	人家	和	内	カ	カ	備		大会	大人	会	出	事	_	以
五棟	五十	家 外	四十	火災	ポン	ポン			会	講		初式		六名	上
年 失九	年六	$\overline{\circ}$	八年三	と出	プ	プ積				習会					四
月七	月	棟焼	三	動		載車									四名
日	五日	先失	月二			中									
~ 人	\sim	四	十六		_	七									
(渋草)	(渋草)	名死	日		四台	台	9								
さ 名	J	亡	前												
			則組)		(各分団二台)										
					団二										
					4										

5

分団長・副分団長及び班員の任期は二年とする。ただし再任することを妨げない。

省略)

4

班長及び団員は上司の命を受け分担事務を処理する。

(分団の担当区域)



消 防 車

(昭和五十四年九月一日現在)

(5)

(4)

昭和五十一年十二月三十日

人家一棟焼失

一名死亡

至自

昭昭

年年

三五 月月十日

医

師

村

至自

昭昭

和和二十十

年年

五五

月月九八

日日

医

至自

昭和十十十一

年十

五二

月月七十

日日

医

医

憲

至自

不昭 和明十

四

年

至自

不 明 不 明 不 明 五 日

医

至自

昭和三年九月三十日

医

師

岡

田

胤

茂

至自

昭和三十四年十月三十昭和三十二年四月二十

日日

所

長

大

津

Œ

次

第五章 保健衛生

村内医療の 沿革

は 古くから村営診療所として村民医療を実施してきたようである。

当時交通事情

0 悪

心い農山

村にあって医療施設は重

大な問題であるが、

個

人開業医としては成立しない本村にあって

師 師 師 師 中 大 栗 松 田 上 田 元 中 富次郎 正 祐 重 精

賀

茂

嘉

暉

甲者は乙者には対し手当金年額金五百円也を支給す。 乙者は甲者の招へいに応じ杣川村に転住し医術を開業し、 大正十三年度は月割とし九月より翌年三月まで分七ケ月分を前渡支 杣川村医たることを承認す。

杣川 (村医雇入契約 甲者は杣川村を代表し、 至自 至自 至自 至自 至自 、村助役遠藤仁平を甲者とし岡田胤茂を乙者とし左記事項を契約す。 契 現昭 昭昭 昭昭 昭昭 昭昭 和和三三 在和 和和 和和 至自 至自 和和 至自 至自 四四 四三 約 干干 ++ ++ 昭昭 ++ 昭昭 昭昭 昭昭 六年十二月三十 0 和七 四八 八七 七五 年年三十 年年五六 七五 年年五一 五年 七六 五三 例 書 +--四年九月現在) 月三十日 月三十日 月三十日 五一 二五 乙者を杣川村々医として招へいす。 Ξ 二一六 二二 四七 日 日 日 日 所 所 医 所 医 所 所 医 医 長 長 長 長 長 師 師 師 師 伊 西 日 乗 乗 鮫 宮 重 宮 藤 原 城 高 田 田 島 島 蔦 醇 武 利 利 範

子

夫

邦

夫

夫

巌

大正十四年四月よりは手当金年額金八百円也を支給す。支給期は月割をもって計算し毎月末に支給す。

乙者の住宅は甲者より無料提供す。破損の時は乙者の指示通り即時修繕す。修繕費は甲者の負担とす。

住宅及病室は新築すべし。当該契約締結と同時に建築に関する設計万般を甲者乙者相協定し建築に着手すべし。

住宅及病室を新築すると言えども其新築のため乙者の一定永住を拘束することなし。

乙者乗用の馬匹を壱頭甲者より提供す。但当分の間、愛馬俱楽部馬匹を併用し、乗馬熟練したる際買収の上甲者より提供

するものとす。 乙者の専用となりたる時は飼養料は乙者の負担とす。

往診料規定渋草全部無料とし笠方壱円五拾銭乃至弐円五拾銭、 往診料及薬価は如何なる場合を論ぜず。一切現金即納とす。 大成壱円、 相ノ峰壱円五拾銭、

本組弐円、

中組壱円五拾銭乃至弐円、

梅ヶ市弐円五拾銭、

若山弐円五拾銭乃至参円

前組弐円乃至弐円五拾銭

村医手当に対する無料義務、 風雨降雪夜間は五割増とす。 種痘全部、 体格検査、

学令児童検診、

壮丁に関する検診全部とす。

但検診に要する薬品並材

料は甲者より提供すべし。

伝染病発生の時は普通患者同様料金をもって診療す。

甲者は乙者に対し厚誼執誠に直接間接に斯業の発展を掩護及後援を謀り乙者も亦甲者の意志に応じ相互扶擁し以て患者に

対して懇切丁寧を旨とし、 鋭意診療に努力すべし。

赴任入村後待遇上又は往診の労に堪えざるか又は精神的苦痛を感じ永住に堪え難しと認めたる時は僅かに一、二ケ月の短 乙者は一ケ年に三回以内 (壱回一週間以上二週間以内)の出張旅行することあるべし。甲者は之を承認す。

時日に於て辞任することあるべし其時に際し住宅病室の建築其他の事故のため乙者の辞任を拘束することなし。 乙者の赴任入村の際荷物運搬費は河ノ内までは乙者の負担とし河ノ内より乙者の住宅までの運搬は甲者の負担とす。

大正十三年九月参拾日

杣 Ш 村 助

役

遠

藤

仁

平

公印 1

証人渋草大組長

Ш 辺

平.

吉

岡 田 胤 茂

矢 師

のほどがうかがわれる。また、いかに当時医師をこの辺地に迎えることの困難であったかもうかがい知ることができ 以上 契約書を見るにつけても、辺地診療の必要性はもちろんであるが、当時の行政当局の村民医療に対する熱意 1

る。また、これらから察せられることとして当時の人たちの

緻密さ

企画性

責任意識

約束と義務履行

などが今日の私たちの公的事務処理などにおいてたいせつであることを痛感する。 文書処理の精密

村医雇入契約事項

大正十三年九月三十日契約締結

契約者

杣川村代表者

助

役 遠 藤

苹

岡 田 胤 茂

医

師

六

医師住宅は村より提供し、破損の時は医師の指示により村に於て修繕す。 往診料及薬価は如何なる場合を論ぜず一切現金即納とす。 大正十四年度(四月より)金七百円也とす。但し月割をもって計算し毎月末に支払う。 大正十三年分は金五百円とし九月より十二月まで前渡支給す。 梅ケ市 前 渋 笠 契約事項 証 組

74

五 往診療左の如し 相ノ峰 草 成 方 壱円 壱円五十銭 全部無料

壱円五十銭乃至弐円五十銭

組 弐円

弐円乃至弐円五十銭

組 壱円五十銭乃至弐円

弐円五十銭

但し風雨降雪夜間は五割増 若 Щ 弐円五十銭乃至参円

(41)

種痘全部、 但し薬品並に材料は村の負担とす。 学齢児童検診体格検査、 壮丁に関する検診全部無料とす。

没草大組長 Щ 辺 平 吉 人

七 伝染病発生の時も普通患者同様料金をもって診療す。

八 医師は一ケ年に三回以内 (一回一週間以上二週間以内) の出張旅行する事を得るものとす。

以上の外の契約事項は茲に之を省略す。

(覚書)

年補助額金五百円也を十四年四月より金八百円也に増額すること。支払期は十四年四月より毎月末支払うこと。

往診料及薬価は貧福の程度如何にかかわらず絶対に一切現金制度とす。

住宅兼病室は即時建築に着手すること。

住宅兼病室を建築するといえども其新築のために医師の一定永住を拘束することなし。

時日にて辞任することあるべし。其時に際し住宅病室の建築又は増補助額増額のため医師の辞任を拘束することなし。

赴任入村後待遇上又は往診の労に堪えざるか、又は精神的苦痛を感じ永住に堪え難しと認めたる時は僅かに一二ケ月の短

乗馬は当分の内愛馬倶楽部馬匹を乗用し、乗馬熟練次第買収提供すること。

杣川村医の嘱託を受任可仕候也 右項目を先に示談ありたる項目中、 改訂加入相成候えば村医の任に堪え得るや否や予期し難しといえども、

大正十三年九月参拾日

が交わされているが紙面のつごうで割愛する。

右のほか、

田中精

医師

·松元重憲医師

岡田胤茂

茂 (岡田)

・栗田祐賀医師・大上富次郎医師・中村正一医師についてそれぞれ契約書

第5章 保健衛生



面河村診療所

○診療科目

起

债

1、000、000円

般会計より繰入れ

二、三三四、

〇七四円

昭和三十一年村民の願いがかなって、 過疎化と老齢化をたどる本村にあって村民の願いは施設の整った医療機関であった。 面河村国民健康保険直営診療所が完成した。

国民健康保険医療施設

→ 面河村国民健康保険直営診療所

○経費 ○場所 五 上浮穴郡面河村大字杣野一一 県 玉 〇五六、 庫 補 補 〇七四円也 助 助 一、五三二、 番耕 九〇、 地一 000円 000円 四四番地第一



歯科診療所の風景

ているが、

村内唯一

の医療機関として村民の病気治療保健管理の上で多大の恩恵を残し

○診療開始年月日 〇工事完了年月日

昭和三十二年一月二十日 昭和三十一年十一月六日 そ 事 看

0

他 員 婦

四名

護 職

三名 名

面河村国民健康保険診療所条例

0 面河村国民健康保険診療所規則

により医療事業が進められている。

1 条例第三条 国民健康保険その他社会保険の主旨に基づき、 任務として、 次のように定められている。 之が模範的な診療及び一

般患者の診療を行い、 国民健康保険事業を円滑に実施すること。

本村における保険施設の中核とし公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。

2

3

歯科診療

国民健康保険診療及び保険施設に関する研究調査を行い、 国民健康保険の健全なる運営に貢献すること。

生活の向上と歯科疾患とは比例するといわれるが、 本村においても老若男女を問わず、 患者は急増の傾向 にあっ

にも、 た。特に小・中学生のその罹患率は高く、治療には御三戸又は久万まで出なければならない現状であったが、本村 昭和五十三年度地域振興事業の一つとして歯科診療施設を設置して、治療が受けられるようになったことは、

○面河村歯科診療施設の設置及び管理に関する条例

喜ばしい限りである。

第一条 この条例は、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、 歯科診療施設の設置及び管

第二条 住民の医療福祉の向上と保健予防思想の普及を目的として、理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

次の施設を設置する。

(1) 面河村大字杣野11番耕地73番地

歯科診療施設

第三条 委託を受けた使用者は、 村長は、公益上特に必要があると認める場合は、 第二条の施設は、 常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。 村長が管理上指示した事項に留意し、常に善良な注意をもつて使用管理に当らなければならな 施設の使用を定め、 且つ使用者にその管理を委託することができる。

附則 この条例は、公布の日から施行する。 第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

○診療所整備事業費

一五、一〇四、〇〇〇円

一般財源七、五五二、〇〇〇円地域振興事業補助金七、五五二、〇〇〇円

〇工事完了年月日 昭和五十四年一月二十二日

療

日

毎週 火・金曜日

條 子 田 医 人)	月	○歯科診療利用状況	○診療
$\overline{}$	—— 1	利田田	開
	. 月26~30日	光狀況	始
49	30 H		昭和五
			和五十四年
251	2月		年一月
			月二十六日
	3月		Ħ
314			
	4		
213	Я		
~			

5月

6月 184

第六章 社会福祉

社会福祉事業は歴史が古く、昭和の初期より方面委員の名のもとに、生活の保護・指導救済などから出発した。そ 各種法令の制定とともにその活動も活発になった。

の後社会福祉行政及び事業は急速に進み、 児 方 童 面 福 委 員 祉 法 令 昭和二十二年十二月十二日 昭和十一年十一月十四日 生 活 保 護 法

昭和二十五年五月四日

身体障害者福祉法 民 生 委 法 昭和二十四年十二月二十六日 昭和二十三年七月二十九日

社会福祉協議会

人 福 祉 法

法 昭和三十八年七月十一日 昭和三十九年七月一日

昭和四十六年五月二十七日

児

童 子

手

当

法

母

福

祉

本村の社会福祉協議会の結成は、上浮穴郡社会福祉協議会の結成に遅れること五年、昭和五十一年十一月二十六日

(目的) 第三条

である。

本会は面河村における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、 もって地域社会福祉の増進を図ることを目的と

する。

(事業) 第四条

- (2)(1)社会福祉事業の連絡並びに総合的計画 社会福祉事業施設の連絡並びに育成
- (3) 社会福祉事業調査研究並びに指導

(7) (6) 社会福祉事業従事者の養成並びに資質向上 社会福祉事業の啓発宣伝

(10) (9) (8) 社会福祉事業従事者の福利増進 世帯更生資金並びに医療費貸付の業務 共同募金の実施

その他、 目的達成に必要な事業

すると共に、その自立を助長することを目的とする」と規定された生活保護法が施行されて久しい。 「……生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護 生活保護法とその活動

上浮穴郡五か町村及び郡平均保護率を示すと、次のとおりである。

15.8	16.9	17.6	22. 8	15.3	14.4	赵	平	苺
16. 1	16. 7	21. 2	27. 8	17.1	12.7	甲	田	수
13.8	13.7	13. 2	18.5	22. 5	18.6	本	炒	宫
16.8	22.0	19.9	29.4	13.3	14.9	本	Ξ	崇
29.3	28.7	28. 5	23.6	11.4	13.8	坌	河	固
13. 3	13.3	13.0	17. 2	13.7	11.8	門	万	外
昭53	昭50	昭45	昭40	昭35	昭30	展	年	

3 2 1

第6章 る。 現在、 委員一三名

後郡内最高位にある。 三九%に対して、 さらに本村の人口推移と被保護人口の推移は次表のとおりである。昭和三十年の人口四七六四名に対し 六六名、 昭和三十年、 昭和三十五年あたりを見ると本村は郡内でも保護率は下位であったが、昭和四〇年代から急増し、 昭和五十三年は人口一五七二名に減少しているのに四六名、二・九三%となり、 人口が三分の

以

に減少したにもかかわらず被保護人口は余り減っていない現状である。

	→ 5		
人口に	被保護	<u></u>	
対す	<u>≯</u> □	9	
- る割	の推	推	年
□> —	核	物	
1.39%	66	4, 764	昭30
1.14	55	4, 840	昭35
2. 42	90	3, 726	昭40
2.86	73	2, 556	昭45
2.87	51	1, 776	昭50
2. 93	46	1, 572	昭53

民生委員法とその活動

民生委員の任務は、民生委員法第十四条に規定してあるとおり

保護を要する者を適切に保護指導すること。

常に調査を行い、生活状態を審かにして置くこと。

社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。

社会福祉事業法その他の関係行政機関の業務に協力すること。

などを職務として定め、 民生安定・生活の保護指導など、法第十条に示すように名誉職として 献身的に 活躍 してい

四 母子福祉

	世帯数	対象児童数	金	額
昭和52年度	47	68	3, 94	0,000円
# 53 #	42	62	3, 81	3,000
11 54 11	40	59	4, 28	0,000

村においても昭和三十五年に母子福祉会が結成された。当時二三名の多きにのぼったが、児童が満一八歳に達すれば 母子福祉は、昭和二十四年母子福祉対策が打ち出され、相談員によって母子家庭の相談指導が行われてきたが、本 補助している。 権利を消失するため、現在八名である。昭和五十年から医療補助を開始し、自己負担金の全額を 昭和三十九年母子福祉法が施行されて、母子福祉事業はいっそう充実し今日に至

五 児童福祉

っている。

児童が心身共に健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひ としくその生活を保障され、 昭和二十二年十二月十二日児童福祉法が制定された。児童福祉法第一条に「すべての国民は、 愛護されなければならない。」と規定されて、この世に生を受けた

してきた。数年間の支給状況は上のとおりである。 健全な育成及び資質の向上に資する」ことを目的とした児童福祉法と相まって、児童福祉は充実 さらに、昭和四十六年五月二十七日児童手当法が制定され、 「……次代の社会をになう児

児童を健全に育成し、生活保障愛護するのは、国民全体の責任であると明記した。

た。現在までの対象者は次のとおり。

ハ 老人福祉

ているのは、日本全体の傾向である。それぞれの時代を背負い活躍してこられ、今日を築いてこられた老人は、多年 八年七月十一日制定された老人福祉法の基本的理念は、このようにうたっている。 に渡り社会の進展に寄与して来た者として敬愛され、且つ健全で安らかな 生活を保障 されるものとする。」昭和三十 国民保健思想の徹底、医学の進歩加えて医療施設・行政の充実と相まって、 人口構成が老齢化の一途ををたどっ

→ 老人医療

本村においては、 昭和四十六年条例化、 昭和四十七年から実施している。対象者は次のとおりである。

206	199	197	189	186	186	189	187	182	指 数3	实	对
昭54	昭53	昭52	昭51	昭50	昭49	昭48	昭47	昭46	+	/	/

() 老人家庭奉仕事業

老人福祉法第十二条により、本村でも昭和四十七年より制定。

ホームヘルパー菅曽乃江を嘱託として施 行

してき

8	8	8	6	6	∞	6	6	対象者数 (人)
昭54	昭53	昭52	昭51	昭50	昭49	昭48	昭47	伸

白 老人クラブ

Ł, 人口構成が高齢化していく中で、高齢者相互の教養を高め、親睦を図ってよりいっそうの 生 きがいを 見 いだそう 自主的に老人クラブが結成され活動している。現在のクラブの状況は次のとおりである。

昭和54年5月1日現在

	58.4	370	216	118	98	川行汝	地中	村連合会	(クラブ数 7)
相ノ木を含む	48. 4	64	31	14	17	47. 4.16	若山	中川信雄	若山老人クラブ
	59.4	69	41	23	18	43. 3.24	中約	高山末吉	明和 〃
	59.0	39	23	18	51	38. 9. 1	本 組	中川清愛	新生クラブ
大成を含む	45.9	98	45	23	22	45. 11. 22	数草	中川行次	渋草老人クラブ
	53. 5	43	23	14	9	46. 11. 13	笠 方	日野数一	若葉クラブ
	90.5	21	19	11	8	39. 9. 1	相ノ峰	中川正男	相ノ峰 〃
	94.4%	36	34	15	19	昭44. 6.28	前組	小倉明愛	石墨老人クラブ
	TANK T	V	nqu	女	男	- NA	Ī	X	ì
a	古 7 州	地区内の60	数	m	보호	禁成年 月日	本 ス タ		カルプタ紫

七 心身障害者福祉

身体障害者福祉法

して制定された。

戦後、

老齢者・身体障害者及び母子世帯の置かれている生活状態は、

昭和四十五年五月二十一日

心身障害者対策基本法

昭和四十九年三月十五日

面河村重度心身障害者医療費助成条例

昭和五十年三月十七日

面河村重度心身障害者福祉手当支給条例

現在対象者

七級~ 三級

三二名

これらの法や条例に基づき本村でも昭和四十五年に面河村身体障害者福祉協議会が結成された。

二級了一級

一四名 計 四六名

〇二級~一級の一四名については福祉手当 年五、〇〇〇円を昭和五十年より支給

〇二級~一級の一四名の医療については自己負担分を村及県で全額補助している。

国民年金

国民年金制度は、 日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき老齢・廃疾又は死亡によって国民生活の安

定が損われることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的と

を受け

社会情勢の推移及び経済変動の影響

することが必要となったのである。

び母子世帯の状態にある国民すべてに年金を支給し、これを生活設計の支柱として国民生活の安定を図る体制を確立 められている。これが要請にこたえ、ここに社会保障制度の一環として国民年金制度を確立し、老齢者・身体障 者について、 戦後老齢人口が絶対的にも相対的にも急激に増加する傾向を示しているので、これが必要性はさらに強 害及

て、極めて厳しいものがあり、これらの者に対して年金を支給所得保障を行うことは緊急の課題となった。特に老齢

生活の維持及び向上に寄与することを目的としたものである。 を含む全国民に及ぼし、全国民が老齢、廃疾及び死亡によってその生活が損われることを未然に防止し、健全な国民 ことにかんがみ、この制度においては、年金制度の対象を農林漁業者・商工業者の自営業者・零細企業の被用者など 定の条件を備えた被用者を対象とするにとどまり、 しかるに、従来、我が国の社会保障制度のうち、 その他の一般国民にはなんらこの種の保障が行われていなかった 老齢・廃疾及び死亡に対して所得保障を行う公的年金制度は、

本村の拠出制国民年金制度については、

- (2) 小規模工業やサービス業者
- (3) 日雇労務や無職者
- ○国民年金被保険者の推移を見るとなどの従事者やその家族を対象としており

被保険者数	年 曜
423	昭46
871	昭47
825	昭48
758	昭49
695	昭50
657	昭51
667	昭52
653	昭53
656	昭54

(組織)

○国民年金受給者の推移

148	153	168	181	174	213	188	195	200	福祉老齢年金
171	150	124	102	91	19	12	9	2	老 齢 年 金
昭54	昭53	昭52	昭51	昭50	昭49	昭48	昭47	昭46	年

○国民年金保険料の推移(被保険者の負担分)

										TOOL			
3, 300	2, 930	900 1 1, 100 1 1, 400 1 2, 200 1 2, 930 1	1,400 13	1, 100	900	550 H	450 17			150円		2	
			3	3	3	3	; =	250円	200円	100円	34歲	?	20歲
昭54.	昭53.4 昭54.4	昭51.4 昭52.4	昭51.4	昭50.4	昭49.1	昭47.7	.1 昭45.7 月	344	5.4 昭42.1 昭	昭36.4	年・月		

面河村青少年問題協議会

九

(条例一部抜粋)

(目的)

第二条 面河村青少年問題協議会は青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立のために必要な重要事項の調 査審議及びこの為に必要な関係行政機関との連絡調整を図ることを目的とする。

丁十歳をくませいこ意

名

第三条 村長が任命する委員をもって組織し会長は村長をもってこれにあてる。

面河村議会の推せんした議員

面河村

名

面河村民生委員会の推せんした委員 面河村教育委員会の推せんする委員

名 名

その他村長が必要と認めた学識経験者

三名以內

面河村住民セン ター

、設置及び管理条例 抜粋

第二条 生活改善の推進・福祉の増進・情報連絡生活便益の提供を通じて、 面河村開発の主体となる村民意識の高揚をはかり、村勢の振興発展を期するため、産業の再開発・教育文化の普及・

(設置) 住民センター設置の目的

(使用制限) 村長は左の条項の場合は使用を許可しない。

拠点的な施設として、

住民センターを設置する。

新しい村づくり、

コミュニティづくりの総合的、且つ

- もっぱら営利を目的として活動するとき。
- 特定の政党の利害に関する活動をするとき。

(3) (2) (1)

(4) 公安を害し、風紀や秩序をみだすおそれのあるとき。

特定の宗教を支持し、または特定の宗派・教派もしくは教団を支持する行動を行なうとき。

- (5)施設などを滅失し、または汚損するおそれがあるとき。
- (6) その他住民センターの管理上支障があるとき。

(住民センターの施設)

〇老人室 ○喫茶コーナー ○婦人児童室 ○歯科診療(火・金) 〇調理実習室 〇管理室(教育委員会事務局) 〇会議室 〇研修室 ○図書室 ○結婚式場 〇大ホール

